

### 四六三 沖縄県へ酒類出港税則を施行するの件

受乾第九一六号

沖縄県へ酒類出港税則を施行するの義に付上申

沖縄県の義は置県以来の日尚浅く百般の税法都て旧慣に被据置候処明治十五年酒造税則改正追加相成漸く其税額を増加するに従い該県の如き新税法施行なきの地は其營業に便利なるを以て奸商等其地に移り或は其人名を借り巧に法網を脱せんことを謀り為めに内地の同業者妨害を被むる鮮少ならず別紙鹿児島県令上申の如き其実況を知るに足れし宜しく速に其弊害を防遏せざる可からず然れども今遂に内地同様新税法を施行せんとすれば該地営業者は従来薄税に慣れるを以て内地営業者の如く漸次に其重を加えたるものとは自ら其情を異にし負荷に堪えざるもの有之のならず該地は酒類を醸造するに玄米を輸入すること又其酒類を輸出するとの両度の運漕費を要し原価已に内地製に越えるを以て若し其税率内地と均一なるときは一弊害を防がんとして併せて該地固有の物産を廃棄するの虞なきを保ち難し就ては暫く事宜を斟酌し特に酒類の出港に相当の税を課し内地酒類の価値と粗其権衡を得せしめ奸商の徒非理の利益を僥倖するの念を絶たしめるは適當の措置と被存候尤該地酒類醸造の場所は大抵首里那覇近傍の地に於てし貨物出入目下那覇一港に由る景況に候得は取締向に於ても格別の手数を要せざるべく其方法等は該県令の見込開申為致可申候依て御布告按取調別紙沖縄県出張当省属官申 相添及上申候至急御裁定相成度候成

明治十七年九月三日 大蔵卿 松 方 正 義

太政大臣 三 条 実 美 殿

○第 号

沖縄県酒類出港税則別紙の通制定し本年 月 日より施行す

右奉勅旨布告候事

年 月 日 太政大臣  
大 蔵 省

○沖縄県酒類出港税則

第一条

酒類各府県へ輸送するときは出港税として酒類壺石に付金三円を那覇港船改所に納め船積免状並領収証を受け船積すべし

(理由) 沖縄県へは酒造税則施行せず旧慣に被据置たる処(旧慣は一人に付弍円の免許税にして造石税を徴収せざるなり)上申書に言う如く酒造税則改正追加相成漸く其税額を増加するに従い内地の奸商等該地に移り或は其人民の名を借り酒類を製造し之を内地に輸入し以て低価に販売し為めに内地の同業者に妨害を与える鮮少ならず宜しく速に其弊害を防遏せざるべからず然れども該地は尤に旧慣の異なる所あるを以て内地同様の新税法を施行し難し故酒類の出港に相当の税を課し内地酒類の価値と粗を其権衡を得せしめ非理の利益を僥倖するの念を絶ち以て弊害を防遏せんと欲す故に此の条を設く

## 第二条

船長は船積免状に照し酒類を積載し出港前に於て其積載せ高を船改所に届出可し

(理由) 船長に本条の手續を為させるのは密輸出を防遏するに必要なるを以て此の条を設く

## 第三条

那覇港外の地方より酒類積取直に各府県へ輸送せんと欲するものは其積取るべき酒類高並其地名を那覇港船改所に申出出港税完納の上は直に出帆差許す可し

但本条許可を得て其地に到り酒類積取の節は其地方の役所の検査を受け可し若し石高予算より不足し地方役所の証明書六ヶ月間に船改所に差出すときは過納金額下戻すべし

(理由) 島嶼分在する地形なるを以て酒類を悉く那覇に回送せしむる是又難し故に其便利を人民に与える為め此の条を設く

## 第四条

沖縄県下より出港する船舶は主任官に於て検査することあるべし

(理由) 酒類を隠蜜輸送するの弊害防禦の為め此の条を設く

## 第五条

出港税を納めずして酒類を積載し各府県へ輸送せんと謀り又は各府県へ陸揚したものは出港税金高三倍の罰金に処し尚其の酒類を没収す売捌きたるものは其代価を追徴す

(理由) 本条罰金の額及び没収伺は酒造税則無鑑札営業酒類隠藪等の罰例に比較して定たむ

## 第六条

第二条の届出を為さざるものは五円以上五拾円以下の罰金に処す

(理由) 本条罰金の額は煙草税則帳簿の調整を怠りたるもの及び貼用印紙に消印させる等の例を取り五円以上五拾円以下と定む

## 第七条

此の規則に違犯したるものは刑法の不論罪及び輕減再犯加重数罪俱発の例を用いず

(理由) 各税則の例に処る

## 第八条

前条々の場合に於て家族雇人又は付属員の所犯に係るものと雖も其の荷主又は船長を処罰すべし

(理由) 前に同じ

○

沖縄県

今般 年 月 日第 号布告を以て酒類出港税を徴せられ候に付ては該酒類出港の諸取締細則は其の県に於て取調可伺出事

明治十七年 月 日

大蔵省 松 方 正 義

(第一付属書 1)

沖縄県下製造輸入酒賦税之義に付再申

本年一月十八日附乾第四八号を以当県下鹿児島市街酒造営業所よりの願書写相副沖縄県下製造泡盛輸入税賦課の義及上申置候処猶亦県下薩摩高城両軍酒造営業所共より別紙写之通願書差出し候に就ては最前上申の通事実有説酒類販路の妨害不尠候に付沖縄県下製造の酒類（泡盛酒・焼酎）にして当県下へ輸入する者は其際相当輸入税を賦課し販売為致候様特別の方法御設置相成度尤目今右酒類輸入の期節にして営業所共よりも再申出候条至急何分の御詮議遂させられ度此段再申及上申候也

明治十七年五月二十四日

鹿児島県令渡辺千秋代理

鹿児島県大書記官 上 村 行 徴

大蔵省 松 方 正 義 殿

(第一付属書 2)

酒類営業妨害の義に付願

明治十三年第四拾号公布以て酒造税則を改正せられ翌来十五年第六拾壹号以て改正追加を達せられ私共謹て御法令を遵奉仕り営業罷在候処方今営業を妨害するの其しき者ありて上に対しては狡猾にも税綱を脱し下に在て私共営業者の妨害となること実に名状す可からず之れ固より罰則に正条なしと雖も私共の黙過し能はざる所なるを以て爰に其事由を開申仕まま仰も右第四拾号公布より次て第六拾壹号公布に依りて造酒の税額頓に増加し一般酒造家の利を見るの難きこと世間皆同情態なり然を二三年前より当県下の商人等沖縄県の造酒免税なるを寄貨とし競って彼れに走り早くも税則第三条第二類の焼酎を醸させ多くは之を当県下に輸入し陽には泡盛と称し其実は即ち私共醸造の焼酎にして之を特に税則範囲内に醸造する焼酎と同一に売買をなせり素より価の廉なる物を交通して商うは通商家の通常にして亦々自他の益不益となることを俟たさることなれとも故らに有税の地を避けて無税の地に到り之れか醸造をなし其造酒を輸入して大に專業者の商事を妨ることあるを以て通商家の得策と称し得へからざるなり今其脱税策より醸成する酒類と正税範囲内に在て醸造する酒類と較や品質の相同して価の差費用の異なる例を挙ぐる下の如し

薩摩高城両群の焼酎と沖縄焼酎徒造費比較表							
種目 地名	玄米	代金	鑑札税 老期	造石税焼酎 凡七拾石余	運送費	運賃 焼酎二百六十本	合計
高城群 薩摩郡	百石	四百円	三拾円	三百五拾円			七百八拾円
沖 繩	百石	四百円			三拾円	三拾九円	四百六拾九円
薩摩高城両群の醸造費の沖縄費の超過する玄米百石に付金三百拾壹円							

元来高木群薩摩郡に於ける酒造営業人は重もに鹿児島市街に運送し之か売却をなす目的にて毎年醸造する者なれば独り鹿児島郡営業者の妨害となるのみならず私共営業者の妨害となる実に僅少なならざるなり之に依て明治十四年度に上に郡の焼酎醸造人は凡四拾余名ありて醸造高も凡弍千石余に及び此石高を売却し終わりたるは同年十月比なりしも翌十五年度は醸造人の数凡三拾余名に減し醸造高は凡千八百石余にして十六年度に至て猶を夥多の石高は売捌けず持貯え居れり是れ全く十六年中沖縄県より輸入したる焼酎凡弍万本（一本平均弍斗二升）此高四千四百余石の内地に濫入暴売を逞ふしたる影響より来る所の妨害にして正業者何に依て営業を維持し得まや加之をならず第二類酒造人及小売商に於ても沖縄焼酎に水を加え其度を低し鹿児島焼酎に変造して之を商うことなれば其量の増して価を廉にするは其商事事に取りては利益となるも元と不正とも云うべき酒を現に私共自ら税則範圍営業しないまま恬然顧る所なきは私共営業人の為に黙々に付し去る能はさる所なり今にして此脱税酒の暴売を御取締在らせらざれば年一年を加え鹿児島郡は固より県下過半の営業人は廃業し無税区域内に不正の利を射らんことを企図するの外ちく果たして然らば大阪府に於て税額の減する幾許そや試に高木群薩摩の両群に就て明治十四年度より年々税額の減せんことを慮れば官に世上一般商業振るわず金融業寒し造酒家資本欠乏に起因するよりは寧ろ沖縄より無税酒の乱入して正税酒を蹂躪するの暴なるに原つかさる可けんや十六年の末期は米価も非常に下落し随て沖縄に廻漕したる米数頗る多く現に十一月五日より本年一月三日まで僅々二ヶ月間にても平安丸外九船の船舶にて運送したる米二万三千二百石余にして概ね之等は沖縄焼酎に醸造するの元資即ち内約米なりと之に依て見れば今より其無税酒の輸入も幾許なるや其多数は殆ど今より予想し能はざる程なり已に鹿児島市街に於て本年輸入すべき焼酎を前約定価売買を為す者までもありと是を以ても税網を脱する酒を暴売せんと企図する徒の往々増殖する実に明なり仰ぎ願わくば今より防禦の御計画を被為一には無税酒の棒暴売を防かれ二には私共正税営業者を妨害せず御政旨に遵て永く維持仕るべき様奉願度最も沖縄県造酒を御差止に相成るべき儀は人心の離合一国の安危にも或いは関する場合ありて甚だ難かるべきことと深く奉恐察候者唯く沖縄県酒類の内地に渡りて濫りに正業者にあらざる者の買売に係はることなく酒類営業免許者に限り之を買売するを得るの特別なる御制規を設けられ其受売石数の税則に依り課税さられ内地に在りては無税酒なく又蹂躪すること無からしめことを希望仕候爰に焼酎営業人共僅て事由を開申し特別の御制法を設けられ私共営業を御保護被奉嘆候也

薩摩国薩摩郡向田町百六拾番戸

酒造営業人 鮫 嶋 弥右衛門

同国 同群 同町

上 同 宮 里 宗兵衛

同国 同群 同町百五拾八番戸

上 同 上 野 喜左衛門

同国 同群 同町百三拾八番戸  
上 同 児 玉 茂平次  
同国 同群 同町百二七番戸  
上 同 浦 嶋 正兵衛  
同国 同群 同町五拾七番戸  
上 同 富 田 新太郎  
同国 同群 同町二拾四番戸  
上 同 新 原 伝太郎  
同国 同群 同町十一番戸  
上 同 小 牧 徳之助  
同国 高城群大小路村二百九拾弍番戸  
上 同 河 嶋 喜兵衛  
同国 同群 同村三百十三番戸  
上 同 永 井 次 郎  
同国 同群 同村三百五拾六番戸  
上 同 永 井 紋 蔵  
同国 同群 宮内村百九拾七番戸  
上 同 平 川 左兵衛  
同国 同群 五代村三百七拾三番戸  
上 同 井 上 芳太郎

明治十七年五月十四日

前書之通相違無之候也

右向田町戸長  
川 田 四郎助  
右白和町戸長  
大 館 源 吾

前書之通相違無之候也

右五代村戸長  
貴 嶋 正 之

前書之通相違無之候也

右大小路村・宮田村戸長  
塚 元 嘉左衛門

明治十七年五月十四日

鹿兒島県令 渡 辺 千 秋 殿

(第一付属書 3)

沖繩県稅務上取締之儀に付内申

沖繩県十六年度租稅領収といして出張に付ては命令書第拾三条に依り賦稅收稅及徵收稅費に關し改良を要する意見追て具申可仕見込の事項不少候得共差向き急施を必要と相考候事件下に

抑も沖繩県稅法は特典に依り総て旧慣措置の処廢藩已來民心漸く進歩し隨て狡猾の弊追々増長し旧法の欠所に乘し人民に於て租稅を怠納するもの多く加之最も甚しき弊害は間切以下村吏等に於て租稅を私に流用し為めに未納を醸すもの不少故に速に公正なる租稅取締簿を調整させ臨時県官の点檢を要し之れか悪弊を相除き度又燒酎稅の如きは旧藩引継ぎの際即十二年度に於ては營業者百二十余にして年稅額金貳千五百八拾余円なりしも年々相減し現今に至ては僅に六拾四人にして年稅金千六百拾円に不過(十七年四月十五日の現數に因る)に付其の實際如何を探偵するに首里近傍金城村外三ヶ所に於て現在營業のもの貳百余人之れ有り而して該燒酎の需要たる県下は一般其の他は鹿児島大島徳之島等の各所に輸出する石數旧時の高より増加する鮮やかなる趣なるも(那覇商又は首里土の老人の談話に因)前陳の如く殆ど一千円の稅額を減せしは蓋し漸次民心狡猾に達するも之れか取締法なきより原因せしものに付自今營業者に監札を授与し臨檢を為さば自然其の弊を矯正する容易の義と存候且又烟草の商況を察するに土人都鄙を問わず日常食料等の粗に比すれば稍々良品を嗜好する風ありて県下産出のものは悪しく殊に品なきか故年分鹿児島より輸入を抑く斤量凡六万斤の(地方庁の調に係る物産及物価表土に拠り那覇首里の兩所に於て烟消する部分のみの概算せしものなり)多き仕入を要すべく該營業人にして鑑札を所持するものなし尤此項在鹿児島營業者にも關係候義に付当県のみの取締にては首尾完全致さるを以て先ず前の貳項の次第を県官に一応内儀致候処取調の上追て何分の取締可致趣に候得共其の処分を緩慢に付し置くときは村掟已上間切吏員は準官吏の取扱に付眼前続々不測の官損を可生又燒酎の如きは啻に稅額の減するのみならず鹿児島等の同業者は県下に移轉し窃に無稅の酒類を製出するに至るべくと焦慮致候条宜しく御賢察の上併て速に相当の取締被相立可然と存候段内申候也

明治十七年四月二十日

沖繩県出張

六等属 宮田 直次郎

租稅局長 市川正寧殿

(第二付属書 1)

沖繩県燒酎稅之事

是は濫觴不祥

戸數に賦課し月に收入する方法にして造石高に不関來粟燒酎釀造するもの一軒に付一ヶ月銅錢百貫文(此金貳円)黍燒酎釀造するもの一軒に付一ヶ月銅錢一貫八百七拾五文(此金三錢八厘)を收入す新に營業するものは翌月より收稅し廢業するものは

其月より免税す

納期毎月廿五日限り

(第二付属書 2)

明治十六年(自一月至六月)半年分酒造免許税仕訳

一金九百六拾八円貳拾貳銭八厘

此酒造免許人八拾四人

内

金九百貳拾四円

此免許人七拾七人 但一月よりまち六ヶ月外此延入員四百六拾貳人壹人に付金貳円

金貳拾円

此免許人貳人 但六月廃業に付一月より五月迄五ヶ月分此延人員拾人一人に付金貳円

金拾六円

此免許人貳人 但五月廃業に付一月より四月迄四ヶ月分此延人員八人に付金貳円

金六 円

此免許人壹人 但四月廃業に付一月より三月迄三ヶ月分此延人員三人に付金貳円

金貳拾貳銭八厘

此免許人壹人 但一月より六月迄六ヶ月分此延人員六人 1 人に付金三銭八厘

上之通候也

明治十六年十月廿日

沖 縄 県

○甲第三一九号

別紙大蔵省上申沖縄県に酒類出港税則を施行するの件審査する処下の如し

案ずるに税政の要務は課税の額を均一にし徴収の費を減省するに在り蓋し課税の額均一ならざれば民の負担に輕重あり徴収の費減省せざれば人民之を苦む今沖縄県民の如き内地の国民と同一政府の下に居り全一政府の保護を受け理宜く内地人民と其の負担を均一ならしむべきや的かなり然れども置県来日尚深からず百般の税法慨して旧慣に仍らしむ是亦勢の已む可からざる出る者なり然るに内地の奸民其の此の如きを觀て奇貨可居と為し彼の地に移りて逋脱を謀ること果して鹿児島県令上申の如くなれば啻に人民の負担に輕重の差を生ずるのみならず内地良商の産業を妨害する漸く大ならむ今大蔵卿出港税則を設くるを案ずるに此の弊害を防ぎ且頗る税額の額を均一ならしむるの便法にして聴衆の費も僅に一の船改所を新置するに過ぎずして其額極めて些少なれば亦民を苦しましぬるの憂なく至当の処置と思量す但し税則按中条の錯雜せる者あり行分の粗末なる者あり故を以て此の如く修正し此の如く安排

し裁可せられて可然やと視認す

右に由り布告案左の通にて可然哉上申候也

布告案

総会議決議の通

明治十七年十月廿日

参事院議長 福岡孝弟 ㊤

太政大臣 三条実美 殿

元老院議定

例文

総会議決議

布告案

沖縄県酒類出港税則下の通制定し本年 月 日より施行す

沖縄県酒類出港税則

第一条 沖縄県より酒類を他府県へ輸出するときは出港税として酒類壺石に付金三  
円を月賦課す

第二条 出港税を徴収するため那覇港に船改所を設置す

第三条 荷主は酒類を他府県へ輸出するとき出港税を船改所に納め船積免状並領収  
証を受け船積すべし

第四条 船長は船積免状に照し酒類を船積し出港税に於て其積石数を船改所に届出  
たし那覇港以外の地方より直に出航するときは其地方役所に届出たし

第五条 沖縄県下より出港する船舶は主任官吏に於て検査することあるべし  
但其官吏は主任官たるの証票を携帯すべし

第六条 出港税を納めずして酒類を他府県へ輸出せんと謀り又は輸出したる者は出  
港税金三倍の罰金に処し仍ほ其酒類を没収す既に売捌きたる者は其代価を追徴す

第七条 第四条の届出を為さざる者は五円以上五拾円已下の罰金に処す

第八条 此規則に違反したる者には刑法の不論罪及び減輕再犯加重罪俱発の例を用  
いる

第九条 前々条の場合に於て家族雇用人及囑託を受けたる者又は乗組人の所犯に係  
るものと雖も総て其荷主又は船長を処罰すべし

上奉勅旨布告候事

年 月 日

太 政 大 臣

大 蔵 卿

○大蔵省上申沖縄県に酒類出港税則施行之儀布告之事上謹て裁可を仰ぐ

明治十七年十月二十九日

下大臣 熾 仁 親 王 ㊤

参 議 山 県 有 朋 ①  
参 議 伊 藤 博 文 ①  
参 議 西 郷 従 道 ①  
参 議 井 上 馨 ①  
参 議 山 田 顕 義 ①  
参 議 松 方 正 義 ①  
参 議 川 村 純 義 ①  
参 議 福 岡 孝 弟 ①

○明治十七年十月廿三日

大 臣

内閣書記官 ①

大蔵省上申沖縄県に酒類出港税則施行之儀布告按参時院審査進呈す依て回議に供す

参 議

大木 伊藤花押 井上① 松方① 川村① 佐々木  
山県① 西郷① 山田① 大山 福岡①

○明治十七年十月二十三日

第 一 局 ①

別紙大蔵省上申沖縄県に酒類出港税則を施行の件は参事院上申の通の通元老院議定に被付可然哉仰高裁候也

沖縄県酒類出港税則制定の儀

上其院議定に被付候事

明治十七年十月三十一日

下 大 臣

元老院議長 佐 野 常 民 殿

○乾台四百五十三号

去月三十一日下付有之候沖縄県酒類出港税則制定の儀本院議定案勅裁を仰ぎ候為に御上奉有之度候也

明治十七年十一月十二日

元老院議長 佐 野 常 民

太政大臣 三 条 実 美 殿

○去月三十一日下付さられた所の沖縄県酒類出港税則制定の儀今十二日会議に於て修正を加えるに決す仍て別紙修正の箇所及び院議を朱書し謹て之を上奏す

明治十七年十一月十二日

元老院議長正四位勲一等 佐 野 常 民 ①

(布告案)

(沖縄県酒類出港税則下の通制定し本年 月 日より施行す)

○勅令台十二号

沖縄県酒類出港税則

第一条 沖縄県より酒類を他府県へ輸出するときは出港税として酒類壹石に付金三円を賦課す

第二条 出港税を徴収するため那覇港に船改所を設置す

第三条 荷主は酒類を他府県へ輸出するときは出港税を船改所に納め船積免状並領収証を受け船積すべし

第四条 船長は船積免状に照らし酒類を船積し出港前に於て其積石数を船改所に届出たし

那覇港外の地方より直ちに航出するときは其地方役所に届出たし

第五条 沖縄県下より出港する船舶は主任官吏に於て検査することあるべし

但其官吏は主任官たるの証票を携帯すべし

第六条 出港税を納めずして酒類を他府県へ輸出せんとし船積し又は輸出したる者は出港税金三倍の罰金に処し仍を其酒類を没収す既に売捌きたる者は其代価を追徴す

第七条 第四条の届出を為さざる者は五円以上二拾円以下の罰金に処す

第(八)九条 此税則に違犯したる者には刑法の不論罪及び減輕再犯加重数罪俱発の例を用いず

第(九)十条 前条々の場合に於て家族雇人及囑託を受けたる者又は乗組員の所犯に係るものと雖も総て其荷主又は船長を処罰すべし

第十一条 此税則は明治二十一年十月一日より施行す

院議

第六条 「シテ」「謀り」の四字を削り更に「して船積し」の五字を加えしは明らかに科罰の区域を限るか為なり

第八条 新たに此一条を加えしは第五条の検査を拒む者有る場合の裁制を与える為なり

第九条、第十条 原案第八条第九条の八九の二字を九十に改めしは第八条を新加せしを以てなり

○部第六四六号

沖縄県酒類出港税施行の義に付御照会の趣了承議之都合も有之候間御発令の義は今暫く御見合置相成度此及御回答候也

明治十八年七月十七日

主税局

一等主税官 中村元雄 ㊟

参事院

財務部議官補 御中

○明治十八年七月廿七日

内閣書記官 ⑩⑩

大臣

内閣書記官長 ⑩

元労院議定上奏沖縄県酒類出港税則制定の儀参事院審査進呈す依て回議に供す

参議

大木花雄押	山県⑩	川村⑩	山田⑩	大山⑩	佐々木⑩
伊藤	西郷⑩	井上	松方⑩	福岡⑩	

[御印取の上施行は暫く見合之事]